

令和 7 年度

福島県保健師等修学資金
修学生募集のお知らせ

～新規貸与～

福島県保健福祉部医療人材対策室

I はじめに

- 1 福島県保健師等修学資金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「保健師等」という。）の確保が困難な福島県内の医療施設等における保健師等の確保を目的とするもので、将来、これらの施設で保健師等の業務に従事しようとする方に、保健師等の養成施設に在学期間（正規の修業年限）、修学資金を貸与するものです。

したがって、卒業後、県外に就職することが確実な方は、この修学資金を利用することはできません。

- 2 この修学資金は、提出された申請書類等により審査・選考を行い、予算額を勘案しながら承認・不承認を決定し、令和7年4月分から貸与します。

（9月中旬に申請者宛通知予定）

なお、別表の施設で引き続き5年間（以下「義務年限」という。）保健師等の業務に従事したときは、貸与金の返還が免除されます。

また、義務年限に達しない場合でも、相当期間、保健師等の業務に従事したときは、その一部が免除されることがあります。

- 3 ただし、卒業後1年以内に免許を取得できない場合、又は卒業後直ちに別表の施設で業務に従事しない場合等には、貸与金を返還していただきます。

II 貸与対象者

次に掲げる要件を満たす方で、卒業後、別表の施設で保健師等の業務に従事しようとする方に無利息で修学資金を貸与します。

- （1）保健師等の養成施設に在学していること。
- （2）品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。
- （3）修学に際し、経済的援助を必要とすること。
- （4）同種類※の修学のための資金の貸与又は給与を受けていないこと。

（※同種類とは、保健師等養成施設への修学を目的とした資金や奨学金で、福島県保健師等修学資金と同様に、養成施設卒業後に特定の施設に勤務することを要件とする返還免除規定を備えたものを指します。

なお、他の奨学金等との併用が不可とされている奨学金等の貸与を受けている場合も本修学資金の貸与を受けることができません。）

Ⅲ 貸与額及び募集人員

	一般枠	南相馬市及び双葉郡枠※1
貸与月額	・保健師、助産師、看護師 養成課程	・保健師、助産師、看護師 養成課程
	国公立※2 39,000円	国公立※2 69,000円
	民間立 56,000円	民間立 86,000円
	・准看護師 養成課程	・准看護師 養成課程
	国公立※2 19,000円	国公立※2 49,000円
	民間立 32,000円	民間立 62,000円
募集人員	65名程度	10名程度
提出書類	・保健師等修学資金貸与申請書 (第1号様式) ※その他の提出書類は、「Ⅳ申請 手続等」を参照	・保健師等修学資金貸与申請書 (第1号様式の2) ※その他の提出書類は、「Ⅳ申請 手続等」を参照

※1 保健師等の養成施設を卒業後、南相馬市及び双葉郡に所在する別表の施設（うち、病院については、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項又は第2項の規定による許可を受けた病床数が200床未満のもの又は当該許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占めるものに限る。）で保健師等の業務に従事しようとする方には、一般枠の貸与月額に一律30,000円を加算します。

※2 国公立には、独立行政法人国立病院機構等が設置した養成所を含みます。

IV 申請手続等

修学資金の貸与を希望する場合は、以下により、在学する養成施設を経由して、福島県保健福祉部医療人材対策室まで提出してください。

なお、卒業後、南相馬市及び双葉郡の医療機関で保健師等の業務に従事しようとする方は、5ページの【注】にご注意ください。

1 提出書類

(1) 提出書類チェックリスト

(2) 保健師等修学資金貸与申請書（第1号様式）

※南相馬市及び双葉郡枠で申請の方は、保健師等修学資金貸与申請書（第1号様式の2）

(3) 養成施設の長の推薦書（第2号様式）

※養成施設を経由せず、本人が直接提出する場合は必ず本人開封無効封筒に封入されたものとしてください。

※養成施設に作成を依頼する際は、必ず様式と併せて「（第2号様式別添）推薦書の記載方法について」を養成施設担当者に渡してください。

(4) 学業成績証明書（令和7年度入学生は、添付不要。）

(5) 申請者及び申請者の主たる生計維持者分の市町村発行の「令和7年度所得証明書」（令和6年1月から令和6年12月までの期間の所得を証明する書類。源泉徴収票等は不可。）

※所得が「0円」、市町村民税所得割非課税世帯、所得が少額のため所得証明書が発行されない場合は課税証明書を提出してください。

※生活保護を受給している場合は、生活保護受給証などの証する書類の写しを提出してください。

※「申請者の主たる生計維持者」とは、父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。父又は母（1名）のみの場合は、原則、その人が「生計維持者」です。父母ともにいない場合は、学生本人か、学生本人が主として他の人の収入により生計を維持している場合はその人（複数いるときは主な人を1名）が「生計維持者」になります。なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては下記のとおりです。

ア 両親のどちらかが単身赴任等で別居している場合。

イ 父は働いているが、母は無収入の場合。

ウ 両親ともに自己破産した場合。

エ 学生本人が父母と離れて兄弟等と同居している場合。

⇒ア～エのいずれも父母（2名）が「生計維持者」になります。

オ 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれている場合
⇒実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担していると判断されるときは、学生の配偶者が「生計維持者」になります。

上記以外のケースにつきましては、「IX 修学資金に関するお問合せ先及び申請書等の送付先等」にお問い合わせください。

(6) 作文（パソコン作成可）

テーマ「私の考える理想の看護師像」（A4用紙横書き、1,000字程度）

※下線部はそれぞれの養成課程に合わせて書き換えてください。

※作文には名前とテーマを記入してください。

(7) 本人及び連帯保証人の住民票（住所地が県外の方のみ）

2 申請書（第1号様式）記載上の注意

(1) 「前年の所得」欄は、令和7年度所得証明書から**所得**の合計金額を記入してください。

(2) 申請者が未成年（18歳未満）の場合には、親権者又は後見人が同意欄に署名してください。

(3) 連帯保証人2名のうち、1名は申請者の親族、他の1名は独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している成年者としてください。2人の保証人は別生計である者としてします。

なお、以下に掲げる方は、保証人となることができません。

ア 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に掲げる制限行為能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人、民法第17条第1項の審判を受けた被補助人）

イ 修学資金の返済債務を負える程度の資力を有していないと認められる者

（例）・無収入の方

・返済債務（月額19,000円～86,000円）を負担できる程度の定期的な収入の無い方など

ウ 税金（国民健康保険料、住民税、固定資産税、自動車税など）や公共料金を滞納している方

※貸与内定となった方については、連帯保証人2名の本人確認書類（運転免許証の写し、住民票など申請書に記載された氏名及び住所を確認できるもの）の提出を求めます。

(4) 申請書（第1号様式）は控え（写し）をとっておいてください。

3 修学資金の振込口座について

修学資金を振込む口座の名義人は、申請者本人に限ります。

【注】南相馬市及び双葉郡に所在する別表の施設で保健師等の業務に従事しようとする方は、以下の１～３のいずれかを選んで申請してください。

申請パターン	留意事項
１ 一般枠での申請 (第１号様式を提出)	選考に漏れた場合、南相馬市及び双葉郡枠への再申請は不可
２ 南相馬市及び双葉郡枠での申請 (第１号様式の２を提出)	選考に漏れた場合、一般枠への再申請は不可
３ 両枠への申請（併願） (第１号様式及第１号様式の２を提出)	南相馬市及び双葉郡枠で選考に漏れた場合、一般枠へ移行させ再選考

V 提出期限

令和７年６月３０日（月）必着

※消印有効ではありませんので、御注意ください。

※上記の提出期限は、福島県保健福祉部医療人材対策室への提出期限です。
各養成施設の事務担当への提出期限は、別途確認してください。

VI 修学資金の返還猶予

次のいずれかに該当し、所要の手続を行い認められた場合には、その事由が継続する期間を限度として修学資金に係る返還の債務の履行が猶予されます。

- (１) 卒業後１年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事しているとき。
- (２) 卒業後引き続き他の保健師等の養成施設に入学しているとき。
- (３) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することが困難と認められるとき。

※免許取得日が勤務開始日より後の場合は免許取得日から５年後の日まで。

(例：免許取得日が令和７年４月１５日で勤務開始日が令和７年４月１日の場合、令和７年４月１５日から令和１２年４月１４日までが返還猶予の期間となります。御注意ください。)

VII 修学資金の返還

- １ 次のいずれかに該当する場合（修学資金の返還猶予又は返還免除に該当する場合を除く。）には、修学資金を返還しなければなりません。

- (１) 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき（退学等）。
- (２) 卒業後１年以内に保健師等の免許を取得しなかったとき。

(例) 令和８年３月９日に卒業し、令和９年３月８日までの間に保健師等の免許を取得できない場合。なお、令和９年３月９日以降に保健師等の免許を取得した場合であっても返還の対象となります。

- (3) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得した場合であっても、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 返還免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は別表の施設で保健師等の業務に従事しなくなったとき。（勤務実績により一部返還免除可能）
- (5) 南相馬市及び双葉郡枠での貸与については、上記のほか以下のとおり。
別表の施設のうち南相馬市及び双葉郡枠の対象外の施設で保健師等の業務に従事したとき（加算分のみ返還）

2 返還期間等

修学資金の返還の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に返還していただきます。ただし、返還猶予の期間がある場合は、その期間を合算した期間とします。

3 延滞利息

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

VIII 修学資金の返還免除

次のいずれかに該当し、所要の手続を行い認められた場合には、返還債務の全部又は一部が免除されます。

1 全部免除になる場合

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き別表の施設で5年間その業務に従事したとき。
- (2) 卒業後1年以内に当該免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き別表の施設で業務に従事中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 全部又は一部免除になる場合

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で相当期間、保健師等の業務に従事したとき。

免除額計算式

免除額＝貸与金額×（従事期間÷貸与期間÷2.5）

※貸与期間が2年に満たない場合は、2年で計算します。

一部免除の例

- 例1 民間の准看護学校に在学中、修学資金の貸与を2年間受け、卒業後直ちに別表の施設に3年従事したのち、県外の病院に就職するなど、別表

の施設に従事しなくなった場合

貸与金額 768,000円

免除額 $768,000円 \times (3年 \div 2年 \div 2.5) = 460,800円$

返還額 307,200円

例2 民間の看護学校に在学中、修学資金の貸与を4年間受け、卒業後直ちに別表の施設に4年10ヶ月従事したのち、結婚などにより、別表の施設に従事しなくなった場合

貸与金額 2,688,000円

免除額 $2,688,000円 \times (4.84年 \div 4年 \div 2.5) = 1,300,900円$

返還額 1,387,100円

(2) 災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により、Ⅷ1(1)の要件を満たすことができないとき。

※上記1及び2における雇用形態は「1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用見込みがあること」が条件となります。

修学資金に関するお問合せ先及び申請書等の送付先等

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部医療人材対策室（修学資金担当）

電話024-521-2847

E-mail: shugaku@pref.fukushima.lg.jp

※「保健師等修学資金貸与申請書在中」と朱書きし、簡易書留で送付すること。

IX 契約の解除及び貸与の休止

貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するに至ったときは、契約解除又は貸与休止となります。

(1) 契約の解除

- ① 養成施設を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(2) 貸与の休止

休学、停学又は原級留置の期間は、貸与が休止となります。

別 表

所在地	施設の種別
県 内	1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
	2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
	3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
	4 児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
	5 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター（助産師に限る。）
	6 地域保健法（昭和22年法律第101号）第24条第1項の規定により県が定めた人材確保支援計画の対象となる町村（保健師に限る。）
	7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同法第8条第29項に規定する介護医療院
	8 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づき指定を受けた居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業（訪問看護を行うものに限る。）又は同法第53条第1項本文の規定に基づき指定を受けた介護予防サービス事業者が当該指定に係る介護予防サービス事業（介護予防訪問看護を行うものに限る。）を行う事業所
県 内 及 び 県 外	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

※現在、別表の6に該当する町村はありません。